

棟世話人・階段当番・清掃当番の業務内容等一覧

車返西住宅管理組合

改定 平成 26 年 9 月 24 日

区分	目的	選出	任期	業務	その他
棟世話人	管理組合の運営の確立・業務推進のために、理事会の補助機関として、居住者との意思疎通を図る役務を担う。	各棟 A 階段の 1 階奇数戸番の者から正副各 1 名を順次交代で選出する。 ただし、管理組合役員は棟の正世話人になることはできない。 また、高齢者宅および身障害宅等で目的が達成出来ない宅は免除する。	6ヶ月。 任期中に異動が生じた場合は、すみやかに残任期間中の代行者を選出し、理事会へ届け出るものとする。 前期 4～9月 後期 10～3月	(1) 棟世話人会への出席。 (2) 管理組合業務推進への協力。 ア、棟の防犯・防火・防災・清掃に関すること。 イ、理事会、階段当番との連絡および報告に関すること。 ウ、文書等を階段当番に配布すること。 (3) その他、理事会決定の事項に関すること。	○業務連絡簿を備え、業務に関する必要事項の記録を残し、任期終了に際し、この連絡簿により業務事項等の申し送りを次期棟世話人に行う。 ○棟世話人の正副のうち 1 名は、選挙管理委員会委員として、管理組合役員選出に関する職務を行う(下期棟世話人)。 ○総会の議事運営に関する職務を行う(上期棟世話人)。
階段当番	同 上	階段毎に 1 階奇数戸番の者から順次交代で選出する。 ただし、各階段の組合員の合意により、他の方法で選出しても差し支えない。 高齢者宅および身障害者宅等で目的が達成出来ない宅は当番を免除する。	2ヶ月。 任期中に異動が生じた場合は、すみやかに残任期間中の代行者を選出し、棟世話人へ届け出るものとする。 4～5月（2ヶ月間） 6～7月（2ヶ月間） 8～9月（2ヶ月間） 10～11月（2ヶ月間） 12～1月（2ヶ月間） 2～3月（2ヶ月間）	(1) 管理組合業務の推進協力。 ア、文書等を組合員に配布すること。 イ、階段 10 戸の防犯・防火・防災・清掃等の協力・世話に関すること。 ウ、門燈、階段燈の点滅確認、取替え等の世話に関すること。 エ、その他、棟世話人および階段組合員との連絡に関する事。 (2) その他理事会決定の事項に関する事。	
清掃当番	同 上	階段毎に 1 階奇数戸番の者から順次交代する。 高齢者宅および身障害宅等で目的が達成出来ない宅は当番を免除する。	1週間。	(1) 階段室の清掃（各組合員が実施する清掃部分を除く）に関する事。 (2) 門燈・階段燈の点滅確認、取替え等に関する事。 (3) 自転車置場の整理整頓に関する事。	各戸清掃担当区分 ○ 5 階宅：自宅床～4 階宅階段下 ○ 4 階宅：自宅床～3 階宅階段下 ○ 3 階宅：自宅床～2 階宅階段下 ○ 2 階宅：自宅床～1 階宅階段下 ○ 1 階宅：自宅床～階段下玄関床

(注) ① 本表は、「棟世話人、階段当番および清掃当番運営細則」により作成しました。② 選挙管理委員会委員の職務内容は、「管理組合役員候補者選出細則」に記載されています。